

令和 7 年 1 月 28 日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

### 総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

#### 記

- 1 調査事件名 (1) 第 6 期（後期）総務委員会の課題について  
(2) その他
- 2 調査の経過 1 月 28 日に委員会を開催し、第 6 期（後期）総務委員会の課題について協議した。  
その他で、行政手続きにおける押印等の見直しについて、公共施設予約システムの一部運用開始について、今泉地内特定空家に係る行政代執行の進捗について、「わかあゆ社」の移転候補地に係る J A との財産交換の協議の経過について、個別避難計画作成の進捗状況と今後のスケジュールについて、新ごみ処理施設建設に伴うヘリポートの移転について、魚沼市消防団機能別消防団員の配置、任務、身分等に関する要綱の制定について及び雪崩発生  
の状況について、執行部から説明を受け質疑を行った。

## 総務委員会会議録

### 1 調査事件

#### (1) 第6期(後期)総務委員会の課題について

#### (2) その他

- ①行政手続きにおける押印等の見直しについて(企画政策課)
- ②公共施設予約システムの一部運用開始について(企画政策課)
- ③今泉地内特定空家に係る行政代執行の進捗について(地域創生課)
- ④「わかあゆ社」の移転候補地に係るJ Aとの財産交換の協議の経過について(管財課)
- ⑤個別避難計画作成の進捗状況と今後のスケジュールについて(防災安全課)
- ⑥新ごみ処理施設建設に伴うヘリポートの移転について(消防本部)
- ⑦魚沼市消防団機能別消防団員の配置、任務、身分等に関する要綱の制定について(消防本部)
- ⑧その他
  - ・雪崩発生状況について

2 日 時 令和7年1月28日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤達雄、大桃俊彦、富永三千敏、遠藤徳一、志田 貢、森島守人

5 欠席委員 なし

6 説明員 桑原総務政策部長、桑原消防長、吉田総務政策部副部長、角屋消防次長、五十嵐企画政策課長、斉藤管財課長、佐藤防災安全課長

7 書 記 坂大議会事務局長、星係長

8 経 過

開 会 (10:00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。今年は大雪というような前評判だったものですから、総務委員会といたしましても災害適応になるような大雪になるのかということで想像いたしておりましたが、守門地域においてはもう2メートル級の雪であるわけでありましたが、平場ではなかなか雪がなくて除雪体制も大変雇用にも響いているという話を聞いております。今後の委員会に関係するような少雪対策というのはないかもしれませんけれども、またいろいろなことで緊急経済対策とか出るかも分かりませんが、各委員におかれましては市民の声を聞きながら、行政に

そのような情報提供等がありましたらよろしくお願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付のとおりであります。ここでお諮りをいたします。日程の順序を変更し、日程第2、その他を先に審議をしたいと思います。これに異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、日程の順序を変更いたしまして、日程第2、その他を先に審議することに決定をいたしました。

## （２）その他

### ①行政手続きにおける押印等の見直しについて（企画政策課）

遠藤委員長　日程第2、その他を議題といたします。まず、①行政手続きにおける押印等の見直しについて、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長　それでは、行政手続きにおける押印等の見直し作業の結果について説明いたします。（資料「行政手続きにおける押印等の見直し作業の結果について」により説明）

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）なければこれで質疑を終結いたします。本件につきましては、これからということもありますので、引き続き調査をすることで異議ございませんか。（異議なし）そのように決定をいたしました。

### ②公共施設予約システムの一部運用開始について（企画政策課）

遠藤委員長　次に、②公共施設予約システムの一部運用開始について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長　公共施設予約システムにつきましては、市民の利便性向上、そして効率的な行政運営の実現の観点から導入に向けて今年度準備を進めてまいりました。この2月から予約状況をスマートフォン、パソコンから確認できるサービスを開始いたしますので報告させていただきます。（資料「公共施設予約システムの一部運用開始について」により説明）

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員　この対象施設の中で、利用する団体ですけれども、生涯学習認定団体といいますかね、そういった団体の場合には割引が適用されますけれども、オンライン予約の中ではそういったところも認識しながら予約を受けるということになるのでしょうか。

五十嵐企画政策課長　オンライン予約につきましては、今準備しておりますけれども、今委員おっしゃられたこともできるようにはしていきたいと考えております。

佐藤委員　その場合に、この生涯学習団体に認定されているかどうかというその認識なんですけれども、そのスマホですとかパソコンですとか、そういったところは申込みの場合に限定されるのか、それともどのスマホからでもできるのか、その点はいかがなんでしょうか。

五十嵐企画政策課長　今そういった細かいところは検討中なんですけれども、IDを付与するようなことで団体を特定するようなことが一番いいのかなというふうには今現在は考えております。また詳細は4月に入ってから詰めていきたいと思っております。

佐藤委員 利用する場合には使用料等の支払い等も生じてくるわけですが、利用料の精算のほうはどういった形で考えられているのでしょうか。

五十嵐企画政策課長 今現在考えているのは、クレジットカードですとか、何とかペイなどのオンライン決済を考えていまして、いずれも手数料がかかりますので、あまり手数料がかからない方法を考えていきたいと思っております。

富永委員 ネットで予約をして、オンライン決済もできるように準備をするということですが、従来どおりの申請書を記入しての予約も当然あると思います。ダブルブッキングの可能性も出てくると思うんですよね。実際に窓口で予約をしているわけで、ほぼ同時に予約をした場合、そういう対策というのはどのように考えていますか。

五十嵐企画政策課長 確かに、今委員おっしゃられることも考えられるんですが、システムの画面を優先にするようにすれば、起きないのかなというふうには考えておりますが、その辺もこれから調整していきたいと考えています。

富永委員 実際に窓口で足を運んで予約する人よりも、オンラインで予約する人を優先するということですので、そうすると窓口で予約に来たときには、利用したい施設の予約状況を職員が確認をしていかないと駄目ということですが、その辺はどんなふうになるのでしょうか。

吉田総務政策部副部長 今ほど言われた部分につきましては、各施設ごとの中で、それぞれ担当者でまた情報共有を図っていかなければいけないと考えておりますけれども、紙申請で予約の申込みを窓口に来られたときに、実際予約受付のシステムを見ながら空いているのを確認して、その場ですぐ予約確保をすればダブルブッキングにはならないと思います。今ほど委員指摘のとおり、ダブルブッキングがないように紙ベースで来たときの運用のやり方、そこは各担当者間でしっかり情報共有と共通認識を持った中で受付事務ができるように、そこは周知徹底を図っていきたいと考えております。

富永委員 そうすると、何月何日の何時から申し込むと言ったときには、その人が申請書を書く前に予約をそこでしていかないと駄目ということですよね。申請書を書いている間に入ってくる可能性も十分にあるわけですので、そういうことでいいのでしょうか。

吉田総務政策部副部長 その辺も含めてしっかり、申請窓口に来たときに受付担当の方と実際に申請する方とやりとりしながら、確実にその段階で取れるように当然やり取りをしながら予約をすれば、まずそこは問題ないかと思います。その辺の予約確認がしっかり取れた後、申請書もしっかりその日時を書いていただければ、ダブルブッキングというのは抑えることができるのではないかなというふうに考えております。

富永委員 夏休み期間中だと、県外からの学生の合宿とかで体育館を使ったりしますけれども、そこは従来どおり、その期間は一般の予約はストップをして、合宿に使う学校を優先するという考えですか。

吉田総務政策部副部長 現在、ここの中ではシステムの運用に向けた準備ということで企画政策課のほうでやっておりますけれども、今委員指摘のあった、実際のその予約受付の細かな調整というところは、それぞれ所管課でこのシステムを運用する中で取扱いをどうするのかというところは、それぞれの担当課のほうで検討し、それをしっかり利用団体のほうに周知をした上で、混乱のないようにすべきだというふうには考えております。ただ、今ほど委員のおっしゃられたことは担当課のほうにもそれぞれ伝えた中で、実際オンライ

ンでの予約が可能になる際は今ほど言われたようなトラブルが発生しないように、利用団体者向けへのやり方ですとか、そういったところを細かく周知する中でトラブルがないように徹底してまいりたいと考えております。

大桃委員 従来、体育協会に加盟している団体がありますけども、これの日程調整というのを今までずっとやってきたと思うんですが、これが優先されるわけですね。

吉田総務政策部副部長 こういった予約システムの運用は令和7年中には開始になりますけれども、今ほど言われたところも含めて、今回のシステムと今までやっているその事前予約の調整だとかというのは、また所管課のほうでしっかり調整を図りながらやっていくものというふうに考えています。恐らく運用開始に伴ってまた何らかの変更が生じるようであれば、それぞれ担当課のほうからまたしかるべき連絡がいくというふうに考えております。その辺の情報を確認しながら、事前予約も多分可能になるとは思うんですが、その辺は確認をしていただければというふうに考えております。

大桃委員 そうしますと、今まで年間でもって、その加盟団体が何曜日の何時から何時までは優先して使うということが変わるかも分からないという解釈でいいですか。

吉田総務政策部副部長 私の説明の言葉が足りなかった部分があるかもしれませんが、その辺の事前予約というのは、恐らく従前どおり変わらずに調整を図った後に、この予約システムの中で事前予約の日程、日時等は入力した上で、その上で今度一般開放の部分についてこのシステムの中で予約ができるようにしていくという、恐らくそういう運用でそれぞれ担当課で調整しているというふうに考えております。今ほどおっしゃられたような部分については、今までどおり変わらずに事前調整はなされるものと考えております。

大桃委員 今までスポーツカレンダーというものを発行してありまして、各競技団体が、年間を通して大会名があって、その期日が記入されているものがあります。今のお話を聞くと、どこどこの施設を借りたい、体育館を借りたいというときに、事前に今言われた申込状況が分かるようなシステムというのは当然されると思うんですが、年間カレンダーのスポーツカレンダー以外に、例えば今言ったような加盟している団体が、何曜日の何時から使うというようなことを詳細に示したほうが申込みをする方も分かりやすいんじゃないかと思います。その辺のところも盛り込んでいただいたらどうかと思うんですが、どうでしょう。

桑原総務政策部長 今回のこの議題につきましては、利用者の利便性を図るという意味でこういうシステムを取り入れたいという趣旨でございますので、委員おっしゃるような実際の運用等については、施設の所管課のほうで決めた中で対応していただくということになるかと思えます。したがって、スポーツカレンダーとか、そういったものについてはそれぞれ関係団体との調整がありますので、それについては、当然ながら生涯学習課のほうで対応していくということになります。今回は、あくまでも一般利用の利便性を図るためのシステム予約というところを運用開始したいというような説明でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

大桃委員 武道館というのはどういう扱いになるのでしょうか。

五十嵐企画政策課長 今の質問は、小出中学校、湯之谷中学校かと思いますが、ここの学校施設の中にそれぞれ入ってきますので、体育館と分かるように、そこは今までと変わらずに紙のものがデジタルでもできるように検討しております。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) なければこれで質疑を終結いたします。  
本件につきましては、これから始まるということでありまして、令和7年度中ということ  
でありますので、引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) そのように決  
定をいたしました。

### ③今泉地内特定空家に係る行政代執行の進捗について（地域創生課）

遠藤委員長　次に、③今泉地内特定空家に係る行政代執行の進捗について、執行部に説明を  
求めます。

吉田総務政策部副部長　今泉地内特定空家に係る行政代執行の進捗についてでありますけれ  
ども、こちら資料の3ページを御覧いただければと思います。特定空家認定後の措置手続  
きについては、今までの状況をこちらのほうの資料に記載しておりますけれども、前回報  
告した以降の状況について、私のほうから説明、報告をいたします。(資料「今泉地内特定  
空家に係る行政代執行の進捗について」により説明)

進捗状況につきましては、今後も委員会の中で報告させていただきたいと思っております  
のでよろしくお願いいたします。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員　1ページのほうに「根抵当権が設定されていた」ということなんですけれども、  
この根抵当権については6か月間以内で登記がなければ、普通の抵当になるということの  
ようなんですけれども、そういったところはいかがなんでしょうか。

吉田総務政策部副部長　今回、この根抵当権が設定をされているというのは確認しておりま  
したので、こちらの行政代執行前に所有者本人から金融機関のほうに根抵当権を外してい  
ただくように事務手続きを進めていただきまして、実際この空き家除去行政代執行に着手  
の時点におきましては、抵当権の設定は解除された状況で代執行しているという状況であ  
ります。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) なければこれで質疑を終結いたします。  
本件につきましては以上とさせていただきたいと思いますが、異議ありませんか。(異議な  
し) そのように決定をいたしました。行政代執行の在り方については、委員会で引き続き  
協議をしていきたいと思っております。

### ④「わかあゆ社」の移転候補地に係るJ Aとの財産交換の協議の経過について（管財課）

遠藤委員長　次に、④「わかあゆ社」の移転候補地に係るJ Aとの財産交換の協議の経過に  
ついて、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　それでは、資料はございませんけれども、わかあゆ社の移転候補地に係  
るJ Aとの財産交換の協議の経過につきまして説明を申し上げます。本件につきましては、  
魚沼更生福祉会が指定管理者となって運営をしておりますわかあゆ社が、管理施設の老朽  
化を理由に市内中心部、小出中心市街地の居抜き物件への移転を模索する中で、移転候補  
となる市有物件がなかったことから、閉店した旧Aコープ小出店及び旧J A北魚沼小出町  
支店を候補物件としてJ A北魚沼、現在のJ A魚沼と協議を進めてきたところでございま

す。その候補物件の取得条件といたしまして、J Aの雪室倉庫脇の本市の物件で旧クリーンセンター跡地、これが現在遊休土地となっておりますが、これと等価交換をすることとして、それぞれの評価額などを提示し合う中でこれまで調整を進めてきたわけでございます。結論から申し上げます、本市の今後の財政負担の関係から、このたびJ Aと本市との財産交換につきましては、断念をさせていただきたいということでの報告でございます。詳細につきましては、管財課長のほうから説明をさせていただきます。

齊藤管財課長 昨年8月20日に行われた総務委員会において、障がい福祉サービス事業所のわかあゆ社の建物が老朽化しており、移転先を模索していることなどについて説明いたしました。わかあゆ社の移転候補先には、J A魚沼が所有する旧Aコープ小出店と旧小出町支店を選定し、また板木地内のJ A低温貯蔵倉庫に隣接し、市が所有するクリーンセンター跡地の土地との財産交換について、J A魚沼と協議を行っていくことについても併せて説明いたしましたところであります。わかあゆ社にとりまして、旧Aコープ小出店の位置は食堂喫茶事業を運営する上で好条件の立地であり、J A魚沼は現雪室倉庫に隣接し米貯蔵及び精米事業を拡張する上で好適地でありました。こうした両者の意向を踏まえ、旧Aコープ小出店と旧小出町支店を市が取得し既存施設活用のための改修の後、わかあゆ社に指定管理をさせる予定でありました。J Aとの財産交換に至る価格条件を整えていき、来年度にはJ Aは総代会において、市は議会議決において合意を図る計画でありましたが、わかあゆ社が移転し運営を行う上で必要となる旧Aコープの建物改修費が想定を大きく上回る額となったことから、わかあゆ社のAコープへの移転に係るクリーンセンター跡地との財産交換に関する計画を白紙とすることとなりました。説明は以上となります。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございませんか。

富永委員 そういった事情で交換を断念したということですが、今後わかあゆ社の用地とか、改修とか、どんなふうに考えているのでしょうか。

桑原総務政策部長 魚沼更生福祉会のほうには、担当課のほうからその旨を説明させていただいたところでございますけれども、当面は現在の場所で続けざるを得ないということで連絡をいただいているという報告を受けております。

遠藤委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。本件については、これで一旦以上とさせていただきます。

## **⑤個別避難計画作成の進捗状況と今後のスケジュールについて（防災安全課）**

遠藤委員長 次、⑤個別避難計画作成の進捗状況と今後のスケジュールについて、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 この個別避難計画につきましては、令和6年、それから令和7年度にかけまして作成をするということで説明をさせていただいてきているわけですが、現在の進捗状況につきまして防災安全課長のほうから説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長 それでは、私のほうから説明させていただきます。(資料「個別避難計画（わたしの避難計画）の調整方法と活用の流れ」、「わたしの避難計画（避難行動要支援者名簿）」により説明)

できればこれまで市としての取組が弱かったところですが、資料の絵のように話合いの

場を地域につくっていただいて、地区の避難計画につなげていくという作業をこれから行っていききたいと思います。皆様も伊那市のほうに視察に行つて御覧いただいたと思いますが、ああいった取組が今後重要になってきますので、そこに令和7年度は力を入れたいと思っております。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員　同意をいただいた方はよろしいんですけれども、同意をいただけなかった方ですとか、未回答の方が非常に大勢いらっしゃいますけれども、そういう中で、地域の自主防災のほうでは、それぞれ避難する場合の避難行動の支援については、全ての方をフォローしているんじゃないかなと思います。この自主防災のほうにもなくて、今回の調査で不同意ですとか未回答ですとかで把握もできなかった、空白の方という言い方が適切かどうか分かりませんが、そういう方がいらっしゃる可能性というはあるんでしょうか。

佐藤防災安全課長　まず、自主防災組織と私たちの取りまとめをしている表というのは、今委員がおっしゃったように、自主防災組織の名簿のほうが詳しいということは考えられます。ですので、私たちが同意を得られなかった人のほうが自主防災組織よりも少ない。よく自主防災組織の方から「どうしてこの人はうちの名簿に載っているのに、市のほうには載ってないのか」と言われることが多いんですけれども、そういった事情については同意を得られていませんという話をさせていただいています。その食い違いにつきましては、また自治防災組織のほうとの話合いの中で説明していきたいと思いますが、空白になるというところにつきましては、この未回答の方というのがこのまさに空白になるところではないのかなと。私たち、この対象者として挙げている4,004人というのはかなり対象者として絞り込んでいるつもりですので、そこで空白になる方はいないと思っていますので、未回答の方にどういうふうにアプローチしていくかということが大事じゃないかなと思います。もしかするとその4,004人以外にも空白の人がいるんじゃないかということにつきましては、ケースバイケースで対応していく必要しかないと思うので、そこにつきましてはこの要支援者の対象に入れるかどうかというのはまた後ほど検討していきたいと思います。

佐藤委員　この未回答の方は、先ほどおっしゃられましたように、まだこういった個別避難計画について理解が進んでいない方も大勢おられるかと思います。先ほど紹介されましたように、やはりその地域で、資料の絵にありますように皆さんでいろいろ話し合う中でそういった理解をしていく方も大勢おられるかと思うので、そういった方向での取組というのもよろしくお願ひしたいと思います。

大桃委員　この4,004人の条件として、75歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯というふうになっていますけれども、今、社会的問題となっている8050問題、あるいは9060問題とか、そういう条件に匹敵して、これには該当しないけどもそういう家庭があるというものについては、この下のほうにある自治会が独自に作成した名簿というところを参考に取り入れていくという解釈でいいんですか。

佐藤防災安全課長　おっしゃるとおりというふうに考えております。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) それでは、質疑を終結いたします。これにつきましては令和7年度の取組ということもありますので、引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

## ⑥新ごみ処理施設建設に伴うヘリポートの移転について（消防本部）

遠藤委員長　次に、⑥新ごみ処理施設建設に伴うヘリポートの移転について、執行部に説明を求めます。

桑原消防長　新ごみ処理施設建設に伴うヘリポート移転について、説明いたします。ヘリポート土地購入については、前回の総務委員会から具体的な進捗はございませんが、現在の状況を説明いたします。前回の総務委員会では、令和6年以内での仮契約を予定していると申し上げました。昨年12月20日に地権者の方全員からお集まりいただき、用地単価をお示しした中で契約合意のお願いを行いました。地権者で検討する時間が必要との意見と、何点か確認、質問事項がございましたので、その場での合意には至りませんでした。年が明けて、1月14日に代表者の方2名に対し確認事項等についての説明と、改めての契約合意のお願いをいたしました。その結果、本日であります28日、再度地権者の方からお集まりいただき、最終的な合意をいただける予定となっております。その後、仮契約を行い、第1回議会定例会において本契約の議決をいただきたいと考えております。仮契約のスケジュールが当初計画から変更となったことから、支払いにつきましても年度内に完了しないことが想定されますので、現在それらについても準備を進めております。この進捗については、随時また委員会等で説明してまいりたいと考えています。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。（なし）これで質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査をすることで異議ございませんか。（異議なし）そのように決定をいたしました。

## ⑦魚沼市消防団機能別消防団員の配置、任務、身分等に関する要綱の制定について（消防本部）

遠藤委員長　次に、⑦魚沼市消防団機能別消防団員の配置、任務、身分等に関する要綱の制定について、執行部に説明を求めます。

桑原消防長　それでは、魚沼市消防団機能別消防団員の配置、任務、身分等に関する要綱の制定について、説明いたします。機能別消防団につきましては本委員会で説明しておりますが、令和7年4月1日からの創設を予定しています。それに伴いまして、消防団員の定数に関する条例、また特別職の報酬に関する条例、この2本の条例改正が必要となります。詳細については次長から説明いたします。

角屋消防次長　魚沼市消防団機能別消防団員の配置、任務、身分等に関する要綱の制定について、説明させていただきます。最初に、資料の訂正をお願いいたします。資料1ページを御覧ください。1目的内の5行目、中ほどですが、「その他専門的知識を有し消防団長が認めるもの」の削除をお願いいたします。

それでは、目的から説明させていただきます。（資料「魚沼市消防団機能別消防団員の配置、任務、身分等に関する要綱の制定について」により説明）

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員　今、説明いただきましたところによりますと、消防団員のOBの方が対象という

ふうに取り受けました。そういう中で「その他の専門的知識を有し消防団長が認めるもの」というところが削除されたかと思うんですが、そうしますとそういう中で、対象の人が減ってしまうわけなんですけれども、その定数のところが定数 800 人に、機能別消防団員を含むということになります。そういう削除は、OBを対象としただけで定数 800 人という団員が確保できるということによろしいのでしょうか。

角屋消防次長　ただいまの質問ですが、まず定数 800 人に含むということにします。あとの「専門的知識を有する」というところを削除した経緯ですが、基本的に消防団員の 5 年以上の経験を有するということで制限を設けていますので、そちらのほうで、こちらの「専門的知識を有する」というところを削除させていただいたことになります。

佐藤委員　そういった中で、800 人の団員というのは定数を確保できるということによろしいですね。

角屋消防次長　定数 800 人の確保についてですが、令和 6 年 4 月 1 日現在、団員数につきましては 733 名です。あと、現在定数のほうは 800 人ということになっておりますので、約 70 人ほどの定数まで余力があるんですが、その中で 800 人に向かいまして機能別消防団員を確保していくということで考えております。

遠藤委員長　これは、今は改正の部分の説明でありますけれども、条例改正が提案をされますので、またこの委員会に付託になる部分もあります。そこからまた深まった質疑等がきますが、本日は以上でよろしいですか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、質疑を終結いたします。この件につきましては、次の定例会での提案ということですので、また審議をよろしくお願いいたします。

## ⑧その他

### ・雪崩発生状況について

遠藤委員長　それでは、今日用意されておりました報告関係は以上であります、その他、執行部のほうから報告事項がありましたら発言をお願いいたします。

佐藤防災安全課長　私のほうから 1 月 19 日、日曜日に発生しました国道 252 号の雪崩の状況と、市の対応状況について、説明させていただきたいというふうに思います。

1 月 19 日、日曜日の 19 時 30 分に、日直のほうからこの通報を受けました。場所につきましては、国道 252 号の大白川駅の 500 メートル手前、七曲スノーシェッドを出た先になりますけれども、そちらで雪崩が発生いたしました。職員 2 名で、現地のほうに 20 時 45 分頃到着したんですが、その間に北部事務所のほうにも連絡を入れまして、北部事務所からも現地のほうに向かったところであります。北部事務所の職員につきましては現地で車の誘導等を行いまして、現地には作業車等もまいりまして、片側の通行止めの解除をしながら緊急車両だけ通れるような形で対応していたところであります。

それから、21 時に秘書広報課よりホームページ、その他各種 SNS によって第一報の周知をしたところであります。

それから、区長さんには警察のほうからも連絡をしていたところなんですが、念のため防災安全課からも大白川、末沢、柿ノ木の区長さんに連絡をして確認を取ったところであります。

それから、23時に通行止めをしまして、警察、消防等、私たちも含めて全部撤収したという状況になっております。それから朝までの間は通行止めという取扱いをしております。

翌朝ですけども、6時35分に同報系の防災無線を使いまして、通行止めの放送を大白川、柿ノ木、末沢地区に放送を行いました。

それから、8時30分より県による除雪開始ということで、除雪をする前にこの後雪崩が起きるのかどうかという調査、それから雪崩が起きたときのための雪の壁を造ったりという作業を始めたところであります。

最終的には、20日の16時に通行止めが全て解除という状況となっております。その後、16時15分に通行止めの解除の旨、防災無線での放送及びラジオでの放送を行ったところでは。

今回は、雪の下に埋もれた車両や人等はなかったという報告を受けております。私からの報告は以上です。

遠藤委員長　報告ということでありますけれども、確認等がございましたらお受けいたしますが、いかがですか。(なし)以上、情報として委員会に報告をしていただきました。

これで執行部の皆さんは退席になりますけど、執行部の皆さんに対して質問等がありましたらお受けいたします。いかがですか。(なし)

それでは、これでその他案件については終了したいと思います。執行部の皆さんはこれで退席ということになります。

それでは、しばらくの間休憩といたします。

休　　憩（10：51）

（休憩中、執行部退席）

再　　開（11：00）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開いたします。

## （１）第６期（後期）総務委員会の課題について

遠藤委員長　日程第１、第６期（後期）総務委員会の課題についてを議題といたします。資料につきましては、前もって皆さんのところに送付済みでありまして、確認をいただいたかと思っております。表の調査結果欄と申し送り欄に案を入れさせていただきました。これを次期委員会にどのように申し送るかということで協議いただきたいと思います。これより休憩を取りますので、休憩の中で忌憚のない意見をいただけたらと思っております。また、表につきましては頭から順を追ってという形を取りませんので、気づいた点がありましたら発言のほうをお願いいたします。

それでは、しばらくの間休憩といたします。

休　　憩（11：01）

(休憩中、意見交換)

再 開 (11 : 22)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど皆さんからいろいろな意見をいただきました。それらを整理したものを次の委員会で提示し、また再度協議をしたいと思います。これに異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。本件については以上といたします。

以上で、本日の会議は全て終了いたしました。本日の会議録の調製は、委員長に一任をお願いします。総務委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (11 : 23)

総務委員会

委員長 遠藤 徳一